

## 「子どもの貧困対策に関する大綱改正」

子どもの貧困と子どもの就労の関連性から、次の2点を新大綱に追加していただくことをお願いいたします。

### ■子どもの就労支援

(中学卒業時に就職および進路未決定の子どもへの社会的自立の確立のための支援)

貧困の連鎖を防ぐため、低学歴の子どもが自立した生活を確立できるために、就労および生活支援を行う。学校とのつながりがなくなった子どもに対して、公的機関や地域などがアウトリーチでき、コンタクトを保てるような仕組みを構築する。

<理由>

- ・平成30年度の学校基本調査は、中学校卒業後の状況を就職者等2,510名、進路未決定者7,298名と報告している。
- ・若年労働者の離職率が高いことから、卒業時に正規雇用の就職先が決まっても、離職した後の雇用が不安定になる可能性がある。
- ・進路未決定者のうち復学する子どもは少数であり、ほとんどの子どもは就労する。
- ・このような子どもが働く場は、男子の場合は建築業、女子の場合は接客業が多く、労働基準法で禁止されている危険有害労働が含まれている。
  - ① 2017年に15歳の少女がアルバイト中に太陽光パネルを清掃中していた屋根から転落して死亡
  - ② キャバクラやJKビジネスで働く女子
- ・中卒資格では職業の選択肢が限られており、学校の支援がないなか就職活動をしなくてはならないが、ハローワークや地域若者サポートステーションに自主的に行くことはハードルが高い。高校中退者の調査で、サポステを知っているのは1割に満たない(内閣府、2011年)。

### ■子どもの貧困に関する調査研究等

高校就学年齢の子どもの就労・アルバイトを把握するための調査

<理由>

当団体が国勢調査からの推計したところ、高校就学年齢の子ども約23万人が就労している。全日制高校の多くがアルバイトを原則禁止としているが、多くが従事しているという現実が看過されている。

沖縄県県の調査では、①アルバイトをしている県立高校生は25.8%、②その生徒の割合は非困窮家庭より困窮家庭の方が高い、③アルバイトをしている定時制高校生の26.7%が午後10時以降に働いている(労働基準法違反)、が明らかになっている。

高校生のアルバイトに関する建前と現実のギャップ、ブラックバイトと考えられる労働環境などの問題への対応、および貧困による過剰なアルバイトが及ぼす学業への悪影響などの実態把握をするために全国規模の調査が必要である。